

環境の保全と創造に関する条例第 43 条第 1 項に規定する特定施設（届出対象施設）

番号	施設名	対象となる工場等の規模、内容
1～ 99	水質汚濁防止法特定施設と同種の施設が指定されています。	
100	この表に掲げる施設を設置している工場等から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 項に掲げるものを除く。）	通常排水量 50 立方メートル/日以上 の工場等又は水濁法有害物質 を使用又は排出する工場等
101	29 の項、31 の項、33 の項、34 の項、39 の項、40 の項、42 の項から 44 の項まで、53 の項、54 の項、62 の項、71 の項及び 72 の項に掲げる事業以外の事業の用に供する廃ガス洗浄施設	
102	31 の項、34 の項、40 の項、43 の項、70 の項及び 71 の項に掲げる事業以外の事業の用に供する湿式集じん施設	
103	46 の項に掲げる事業以外の事業の用に供する湿式脱臭施設	
104	塗料製造業の用に供する塗料調合施設	
105	圧縮ガス又は液化ガスの製造業の用に供するガス洗浄施設	
106	給食業の用に供するちゅう房施設	通常排水量 50 立方メートル/日以上 の工場等又はちゅう房面積 100 平方メートル以上のもの